

はじめに

社会貢献・支援の方法に新たな仕組みができました。今でも、財団法人・社団法人を創る以外に、公益法人、NPO法人、それとも社会福祉施設、医療機関、学校法人、自治体等々に寄附をする、企業が自らCSR活動をする、地域・町内会の活動に参加するなど、種々の手法があります。

本書では、「公益信託」という仕組みが大幅に改正され、とても使い勝手が良くなったことで、社会貢献・社会活動の1つの選択肢が増えたことと、その法律、会計、税務の概要をお知らせし、その活用の可能性を解説します。

公益信託は、寄附した財産がどのように使われているかが見える仕組みとなっています。また、目的、事業の内容だけでなく運営方法も具体的に見える、さらに見守ることができる仕組みが公益信託の本来の姿といえます。

公益信託とは、「財産を有する方（委託者）が、その財産の一部を社会（文化・芸術、自然・環境、福祉・人道、地域、研究等々）のために役立てたいとき、法人に寄附（贈与・遺贈）するのではなく、信託を（行政庁の認可を得て、財産を拠出・出捐により）設定し、さらにその信託に寄附して、意図した運営を個人または法人の受託者に託す仕組みです。活動と会計が分別管理されることが特徴である」と理解しています。

令和6年5月14日に、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」とともに「公益信託に関する法律」（以下、「新公益信託法」という）が原案どおり可決・成立し、同月22日に公布されました。

「信託」とは、信頼できる者に託し、託された者は誠実に合理的に応えるという古からの仕組みです。日本人には、聞きなれない、身近にないと思う人が多いでしょう。この「信託」にも増して、社会・公益のための信託「公益信託」は、知らない方がほとんどかと思われます。英米では当たり前ですが、今まで日本では限られた場合しか活用できない制約の多い制度だったのです。しかし、金融商品としての投資信託、金銭

信託、また日本国憲法の前文「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、…」はご存じの方もおられると思います。近時では、「民事信託」、「家族信託、ファミリートラストもしくはファミリーオフィス」の言葉が知られるようになってきました。

公益法人の名称、活動については、多くの人になじみがあると思います。社会的課題の解決のために、自らの財産、会費、寄附、運用収益等をもとに、税制も後押しして、身近に、国内で、世界にも非営利活動を頑張っている法人のことは、NPO法人とともに応援されていることでしょう。でも残念なことに、時には不祥事を起こす輩がいて困惑します。

今般、読者の皆様に知っていただきたいのは、見ようと思えば、寄附(自身の拠出した財産)がどのように使われているかが見える仕組みの「公益信託」です。身近な行為でも、小さな規模でも社会活動が可能なのが、「公益信託」です。

公益信託は、令和6年度の法改正、税制改正により、飛躍的に活用しやすくなりました。多くの方々の総意と努力で抜本的に改正されました。施行は、令和8年4月に予定されています。

公益信託法の見直しに関する要綱案の第1に、「新公益信託法は、公益信託をすることについての認可（以下「公益信託認可」という。）を行う制度を設けるとともに、受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するための措置等を定めることにより、民間による公益活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とするものとする。」と定められています。仕組み等については、本書の第1章以下をお読みください。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイトの公益法人informationのサイトには、「受託者が、委託者の想いに沿った公益活動を継続的に行う仕組みです」、「民間の公益活動のより身近なツールとなりました」、「2026.4より新しい公益信託制度が始まります」と記載され、公益信託の軽量・軽装備が特徴として取り上げられています。

つまり、現行の公益信託は、主務官庁の取扱い、税制により多くの制約がありました。財産を社会に役立てたいと願う出捐者（財産の拠出者を信託では委託者という）の意思を身近に十分に実現させることができなかったのです。そこで、行政庁が公益法人制度と統一的に公益信託を認可・監督すること、運営を見守る信託管理人を必置として、自律的な

ガバナンスを強化する仕組みに改正されました。

新たな公益信託について、少し付言したいことがあります。法人税法が定める収益事業に相当する信託事務はできませんが、公益事務に該当すれば事務収益を得ることができます。公益法人が取り扱う公益目的事業の種類、不特定多数の範囲と同様に、助成型だけでなく事業型の公益事務が可能となり、公益事務を誠実に担う受託者もあらゆる個人・法人が制度上可能となりました。飛躍的に委託者の想いを実現できるようになったのです。なお、信託業法第3条を適用除外とする改正が提出されています。

今後は、委託者と受託者を引き受ける者はどのような公益信託にするかを十分に話し合い、納得したうえで信託行為の案を定め、受託者となる者が行政庁に申請することになります。引き受ける受託者としては、委託者の想いを十分に理解し、実現できる経理的基礎、技術的能力等の認可基準を満たし、信託事務を適正に運営できるよう、専門家等と連携して体制を整えるように仕組みます。

本書は、我が国において、一層の社会活動が広がるよう、新たな装いの新「公益信託」に勢いを吹き込むために、また活用を広げるため、我が国の未来を担う我々が創意工夫して、委託者の想いを実現させることに資することを願った法律、税務、会計の概要をまとめた最初の解説書です。

なお、新公益信託の実務は、内閣府が今後公表する政令、府令およびガイドライン、会計基準等を確認する必要があります。本書では、新公益信託法および信託法が規定する内容、また留意すべき内容を、制度として公益法人の制度との整合性が考慮されていますので、公益法人に係る認定法を参考にして、各専門分野から記述しています。

また、新公益信託の「良さ」「特徴」を念頭におき、どのようなニーズや場面で活用できるかについて、各執筆者において、委託者の想いに沿って、また公益法人等と比較しながら模索したものです。

読者の皆様には、ご自身だけでなく、財産を社会に活用させたいとの強い想いの方に、公益信託の利用をその選択肢としてアピールされるツールになれば幸いです。

令和7年3月

著者一同

目次

第1章 新公益信託の概要 ～申請・認可基準と実務上の留意点

1 公益信託の認可までの手順フロー	13
(1) 公益信託の仕組みの概要	13
(2) 公益信託法の構造	15
(3) 公益信託の主な定義	16
(4) 公益信託と公益法人の違い	19
(5) 公益信託の認可申請から認可までの流れ	21
(6) 公益信託の想定事例	24
2 公益信託の申請・認可のプロセスにおける留意点	25
(1) 申請主体	25
(2) 申請の要件	27
(3) 公益信託認可の基準（要件）	36
(4) 欠格事由	42
(5) 公益信託認可に関する意見聴取	43
(6) 公益信託認可の公示	43
(7) 公益信託の変更等の認可申請等	44
3 公益信託事務の処理（認可後の対応）	45
(1) 公益信託事務の収入および費用等	45
(2) 使途不特定財産額の保有の制限	46
(3) 寄附の募集に関する禁止行為	46
(4) 公益信託報酬	47
(5) 財産目録の備置きおよび閲覧等	47
(6) 財産目録等の提出・公表	48
4 公益信託の併合等	48
(1) 公益信託の併合等の認可	48
(2) 公益信託の終了事由等	48
(3) 清算の届出等	49

(4) 残余財産の帰属	50
5 公益信託の監督	50
6 信託法の適用関係	51
7 公益認定等委員会等への諮問等	52
8 その他	52
(1) 旧公益信託の許可の申請に係る経過措置	52
(2) 旧公益信託の新法の規定による公益信託への移行	52
(3) 今後期待される公益信託の公益事務等の仕組み	53

第2章 公益信託の法律関係の概説

1 公益信託について	57
2 公益信託を設定する信託行為	58
3 公益信託の当事者・関係者	59
(1) 委託者	59
(2) 受託者	64
(3) 信託管理人	86
(4) 行政庁	97
(5) 裁判所	97
(6) 運営委員会	97
4 信託の目的	98
(1) 受託者の行為基準	99
(2) 信託の存続可能性の判断基準	99
(3) 帰属権利者の範囲の基準	99
(4) 信託の目的の変更の制限	100
(5) 信託の併合・分割の制限	100
5 信託財産	100
(1) 当初信託財産の無制約	100
(2) 例外としての株式等	101

(3) 信託財産の範囲	102
(4) 信託財産の独立性	102
(5) 信託財産責任負担債務	104
6 公益信託事務の処理に関する規制	105
(1) 規制の種類	105
(2) 公益信託事務の収入および費用等	106
(3) 信託費用の償還・前払等	107
(4) 使途不特定財産額の保有の制限	111
(5) 寄附の募集に関する禁止行為	112
(6) 公益信託報酬	112
(7) 財産目録の備置きおよび閲覧	113
(8) 財産目録等の提出等	117
7 公益信託の変更・終了・清算	118
(1) 公益信託の変更	118
(2) 公益信託の併合・分割	122
(3) 公益信託の終了	126
(4) 公益信託の清算	129
(5) 公益信託と受益者の定めのある信託の相互の変更	132
8 実務上の留意点	133
(1) 金銭の分別管理－信託口座	133
(2) 上場有価証券について信託財産に属することの対抗要件－信託証券口座の問題	133
(3) 信託の登記・登録	134
9 想定事例	135
(1) ファミリービジネスによる創業地等の地域貢献のための利用	135
(2) 私有する歴史的建造物の保全のための利用	137
(3) 公立学校の財政難を支援するための利用	138
(4) 不動産からの収益を公益活動資金に充てるための利用	140
10 信託契約条項例	142

第3章

公益信託の税制の概要と留意点&租税特別措置法 40 条の実務概要

1 公益信託の税制の取扱い	157
(1) 公益信託に財産を拠出した場合の課税関係	159
(2) 公益信託中の課税関係	162
(3) 公益信託から財産の給付を受けた場合の課税関係	164
(4) 措置法 70 条 3 項の相続税の非課税制度	165
(5) 消費税の取扱い	165
(6) 印紙税の取扱い	166
(7) 地方税の取扱い	166
(8) 法定調書の取扱い	167
2 新たな公益信託と措置法 40 条の非課税制度	167
(1) 概 要	167
(2) 措置法 40 条の非課税制度の概要等	168
(3) 一般特例と承認特例	171
(4) 公益信託に係る一般特例の承認要件	172
(5) 非課税承認を受けるための手続	183
(6) 非課税承認取消し時の課税の取扱い	186
(7) 今後の動き	189
3 措置法 70 条 3 項の相続税の非課税制度	190
(1) 措置法 70 条 3 項の相続税の非課税制度の概要等	190
(2) 非課税制度の要件	190
(3) 非課税制度を受けるための手続	195
(4) 非課税制度の取消し	195
4 措置法 40 条の非課税制度を活用したい事例の検討	195
【事例 A】配当金を公益信託事務（奨学金支給）の用に供する場合	196
【事例 B】配当金を公益信託事務（助成金支給）の用に供する場合	199
【事例 C】美術品を信託財産として公益信託事務の用に供する場合	200
【事例 D】学生寮に相応しい土地建物を信託財産として公益信託事務	

第4章 情報公開および会計の概要と留意点

1 財務報告の目的	211
(1) 財務報告の目的（公益法人会計基準の趣旨を踏まえて）	211
(2) 委託者への財務情報の提供	214
2 寄附者に対する会計情報	216
3 公益信託が準拠すべき会計基準および作成する開示資料	224
(1) 準拠すべき会計基準等	226
(2) 帳簿の作成および保存	226
(3) 決算書類等の作成および保存	231
(4) 信託管理人への報告義務	232
4 行政庁への会計に関する提出資料	232
(1) 事業計画書、収支予算書等の備置きおよび提出	232
(2) 財産目録等の備置きおよび提出	233
(3) 提出書類の公表	234
5 財務規律について	234
(1) 中期的収支均衡	235
(2) 公益事務割合	235
(3) 使途不特定財産額の保有の制限	236
6 信託報酬と費用の区分、公益法人との違い	237
(1) 費用の計上科目および区分	237
(2) 受託者の信託報酬、信託管理人の報酬と公益法人の費用となる役員報酬	238
(3) 受託者の経理的基礎	241
7 活用が期待される方向性～想いを信託する	243

第5章 新公益信託への歩み

1 公益信託の現行の法制・税制の経緯	246
(1) 信託法制定	246
(2) 税制の制定	247
(3) 平成18年12月15日の信託法改正から法制審議会再開、要綱答申まで	248
2 新公益信託法制定の経緯	249
(1) 新しい資本主義、グランドデザインの会議(骨太23から骨太25)の経緯	249
(2) 有識者会議での議論	252
(3) 有識者会議最終報告(令和5年6月2日)後、法案の国会審議・令和6年5月14日附帯決議付成立、その後	255
3 昔から世界、日本で利用されていた信託類似の仕組み	262
(1) 世界の社会活動の信託類似の歴史	262
(2) 日本の歴史上の社会活動に信託に類似の仕組みが活用された例	263

第6章 実務家の公益信託の活用～法人設立、寄附、公益信託

1 新公益信託の優れた特徴とは何か	268
(1) 法制審議会信託法部会の資料	268
(2) 現行制度についてのFAQ、公益認定等ガイドラインほかの記載	272
2 法人の設立、法人への寄附、公益信託設定の選択	275
(1) 昭和50年秋の最初の冊子から学ぶ	275
(2) 法人の設立、法人への寄附、公益信託設定の選択	276
3 活用したい公益信託ニーズ	289
(1) 事務委託と運営委員会	293
(2) 委託者の権能	294
(3) 相応しい受託者	295

● 凡 例 ●

本書では、法令関係において、以下のように省略している場合があります。

法律名	略
信託法	信法
公益信託に関する法律	公信法／公益信託法
信託業法	信業法
公益社団法人及び公益財団法人の 認定等に関する法律	認定法／公益法人認定法
株式等の振替に関する法律	振替法
所得税法	所法
所得税法施行令	所令
所得税法施行規則	所規
租税特別措置法	措法／措置法
租税特別措置法施行令	措令
租税特別措置法施行規則	措規
国税通則法	通則法
法人税法	法法
所得税法	所法
相続税法	相法
消費税法	消法
印紙税法	印法
地方税法	地法

【条・項・号の略について】

条…算用数字

項…丸付き数字

号…漢数字

(例) 公益信託に関する法律第4条第2項第3号 ⇒ 公信法4②三

本書は、令和7年1月1日現在の法令・通達等によっています。

なお、公益信託に関する法律が未施行であるため、未施行の法令の規定に基づくものが含まれています。

第 1 章

新公益信託の概要

～申請・認可基準と
実務上の留意点

本章においては、新公益信託（以下、「公益信託」という）の概要について、特に公益信託の認可申請および認可にあたっての基準等を踏まえながら説明を行っていきます。なお、執筆時点においては、公益信託の認可申請の具体的な内容や申請に関する認可基準等が定まっておりますが、先行して令和6年12月に制定された「公益認定等ガイドライン」を参考にしながら適宜解説を行っていきます。また、公益信託に係る法律用語の解説は、**第2章**を確認してください。

本書を執筆している時点においては、公益信託法にかかる政令・内閣府令や公益信託ガイドラインが制定に向けて検討が進んでいるところです。

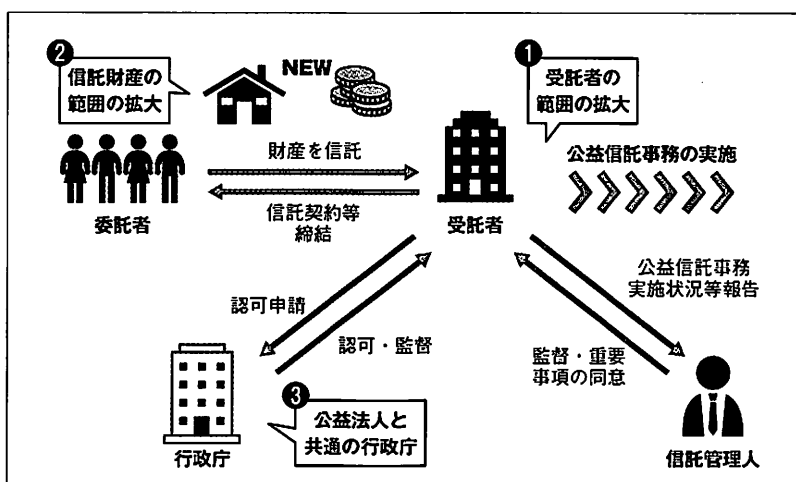
令和7年夏頃までを目途に、令和8年4月の施行に必要な下位法令等を順次策定していく流れとなっているため、今後、公益信託の認可基準の内容を定めた政省令やガイドライン等が発出された場合には、そちらの内容もご確認ください。

1 公益信託の認可までの手順フロー

(1) 公益信託の仕組みの概要

はじめに、公益信託の仕組みを解説します。令和6年12月18日第73回公益法人の会計に関する研究会の資料6「新しい公益信託制度について」にて、内閣府公益認定等委員会事務局が作成した図表がありますので、紹介します。

図表 1 - 1 公益信託の仕組み



（「公益信託の仕組み」令和6年12月18日会計研究会資料6の2頁をもとに筆者が加工）

公益信託の概ねの仕組みは、次のとおりです。

- ア 市民、企業等有する財産の一部を拠出（出捐、寄附）して、自らが想う・考える目的、方法等により社会に貢献したい方々を委託者といいます。
- イ 委託者は、拠出する財産を、またその社会への想いを実現することを、責任をもって実現しようとする者（受託者という）、信頼できる方・機関を選び、受託することを託します。

- ウ 委託者と受託者になろうとする者は実現させたい目的、方法、必要な費用等を検討・調査し、人材等も考えて、活動を監督する信託管理人を選びます。そのうえで、受託者の職務、報酬等を定めた信託契約（または遺言信託で、これらの行為をあわせて「信託行為」という）の内容を決めます。
- エ 公益活動の範囲が都道府県であればその知事あてに、2府県等にまたがるのであれば内閣府総理大臣あてに、必要な申請書と添付する書類を整えて、受託者になろうとする者が公益信託の認可申請をします。
- オ 各行政庁は、必要な情報を確認したうえで、申請書等の認可の審査をし、有識者で構成される合議体の審査を経て認可されます。その後は、所定の変更事項があれば都度、所定の変更認可申請あるいは変更届を行政庁に提出します。
- カ 認可後、直ちに、委託者と受託者は信託契約を締結し、予定された財産（管理される財産を「信託財産」という）を受託者に引き渡し、財産の種類に応じて必要となる移転の登記、登録や適正な資金の分別管理をします。
- キ 受託者は1年間の活動のために、事務計画、収支予算および運営について、専門家またはその専門家で構成された運営委員会等に諮問したうえで、公益活動（このことを「公益信託事務」という）を実行します。
- ク 信託管理人は、上記カ、キおよび次のケの受託者の公益信託事務を監督するために、受託者が作成した書類が適正に作成されているかの確認や運営委員会等への出席等をします。また、受託者から信託行為の定めにより求められた重要事項について、その内容を検討して同意等をします。
- ケ 受託者は毎年度の公益活動にかかわる所定の書類等を作成して行政庁に提出するとともに、主たる事務所に備え置き、社会に公表します。行政庁は提出された書類のほか、国民の意見などを踏まえて監督をします。なお、委託者への活動の報告につ

いて、委託者の求めに応じて報告するか、必ず報告するかということや信託行為の変更等の同意をする権限等を委託者に留保するかを、当初において信託行為に定めます。その定めにより受託者は委託者に対しても手続をします。

- コ 目的が達成した、社会の状況変化で予定の目的ができないときが来れば、目的の変更、公益法人等への寄附などについて検討し、当初の公益信託は終了します。

なお、遺言にて公益信託を設定したいと考える場合は、将来の状況が見えない中での遺言ですから、将来受託者として予定されている者と事前に相談されることが「公益信託」を、確実に実現させる方法と考えます。

(2) 公益信託法の構造

次に、公益信託法の認可申請に関する具体的な内容を説明する前に、まずは公益信託法の構造を確認していきます。

公益信託法の構造は、次の図表1-2のようになっています（全49条）。

図表1-2 公益信託法の目次

第1章	総則（第1条－第5条）
第2章	公益信託の認可等
第1節	公益信託の効力（第6条）
第2節	公益信託の認可（第7条－第15条）
第3節	公益信託事務の処理等（第16条－第21条）
第4節	公益信託の併合等（第22条－第27条）
第5節	公益信託の監督（第28条－第32条）
第6節	信託法の適用関係（第33条）
第3章	公益認定等委員会等への諮問等
第1節	公益認定等委員会への諮問等（第34条－第37条）
第2節	都道府県に置かれる合議制の機関への諮問等（第38条・第39条）
第4章	雑則（第40条－第44条）
第5章	罰則（第45条－第49条）
附則	（第1条－第23条）
列表	（第2条関係）（第1号－第23号）

公益信託法については、改正前の「公益信託ニ関スル法律」(大正11年4月21日法律第62号)が全12条からなっていたのと比較をすると、条文の数が4倍以上になっています。

さて、目次を見ていただいて明らかなおりと、法律の条文のうち、半分以上の条文が第2章の公益信託の認可等についてのものとなっています。

そして、公益信託法(附則を含む)の中には、政省令への委任事項が多く置かれています(「政令」が16か所、「内閣府令」が55か所)。そのことから明らかなように、公益認定の認可申請や認可基準についても、その具体的な内容については政令や内閣府令が出るまで詳細が明らかでないものもありますので、その点ご注意ください。

(3) 公益信託の主な定義(公信法1～6)

公益信託の全体像について、公益信託法の総則(公信法1～5)および6条では、次のように定めています。

① 第1条(目的)

第1条は、「公益を目的とする信託による事務の実施が公益の増進のために重要となっていることに鑑み、当該事務が適正に行われるよう公益信託を認可する制度を設ける」こと、「受託者による信託事務の適正な処理を確保するため必要な措置等を定め」ること、これらのことをもって「公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする」ことを規定しています。

公益信託は行政庁(後出)の認可による仕組みとすること、受託者の信託事務が適正に処理されるよう必要な措置等を公益信託法で定めること、これらのことを通じて公益の増進等に資することを目的とすることを明確にしています。

② 第2条(定義)

第2条には、公益信託法に登場する用語の定義を定めています。

「公益信託」とは、「この法律の定めるところによりする受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む）のない信託であって、公益事務を行うことのみを目的とするものをいう」と定めています（1号）。

「公益事務」とは、「学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務をいう」としています（2号）。

また、この法律が使用する聞きなれない用語について、2項で定めを置いています。「信託」、「信託行為」、「信託財産」、「委託者」、「受託者」、「受益者」、「信託財産責任負担債務」、「信託の併合」、「吸収信託分割」、「新規信託分割」または「信託の分割」について、この法律で直接定義を置くのではなく、信託についての一般法である信託法2条の定義による旨が定められています。

そして、公益信託法33条にあるとおり、信託法の規定のうちの一部については、条項を読み替えて適用したり、適用除外したりしている条項がありますが、基本的には公益信託についても信託法の規定がそのまま適用されます。第2章で具体的に説明しています。

なお、「事務」という用語は信託において登場する表現で、法人でいえば「業務」に当たります。「公益事務」とは、法人の「公益目的事業」に相当すると考えていただいてもよいでしょう。別表各号の事務は、後掲図表1-6に記載しています。

③ 第3条（行政庁）

第3条には、公益信託の認可等を行う行政庁についての定めを置いています。

公益信託の区分に応じて、「公益事務を2以上の都道府県の区域内において行う旨の信託行為で定めるもの」、「国の事務又は事業と密接な関係を有する公益事務であって政令で定めるもの」の行政庁を内閣総理大臣とし、それ以外の公益事務の場合、当該公益信託を行う区域を管轄する都道府県知事と定めています。

④ 第4条（公益信託の要件）

第4条には、公益信託は、信託法が定める信託行為（信法3）のうち信託契約または遺言による方法により設定されるものであることを定めるほか、次の事項を定めなければならないとしています。

- ア 公益信託という文字を用いた公益信託の名称
- イ 信託法に規定する信託管理人となるべき者の指定する定め
- ウ 信託法に規定する帰属権利者となるべき者を指定する定め
- エ その他内閣府令で定める事項

また、公益信託においては、受益者を定めることはできない旨を規定しています。

⑤ 第5条（公益信託の名称等）

第5条には、何人も、公益信託でないものを名称または商号中に、公益信託と誤認される文字を用いてはならないことや、不正の目的をもって他の公益信託と誤認されるおそれのある名称または商号の使用をしてはならない旨を規定しています。

また、公益信託の受託者は、これらの誤認、不正の違反がある名称または商号の使用により利益を侵害され、または侵害されるおそれがある者に対して、侵害の停止または予防を請求できることを規定しています。

⑥ 第6条（公益信託の効力）

第6条には、公益信託は、行政庁の認可を受けなければ、効力が生じないことを規定しています。

つまり、信託行為（信託契約）は、認可されてから締結されます。なお、遺言信託の場合は、遺言の効力が生じた時ではなく、遺言に基づき認可申請を行い、その後認可された段階で公益信託が有効になります。

(4) 公益信託と公益法人の違い

ここで、少し公益法人について解説します。

令和7年4月から公益法人制度が柔軟に、かつ法人自治を大前提としつつ民による公益の増進が実現できるようにするため改正されることとなり、現在、その施行に向けた準備が進められています¹。

公益目的の社会に寄与する資産の活用のツールとして、現在、日本においては、公益信託に比べて公益法人やNPO法人への寄附が多く利用されています²。

両者はともに「公益」のために使われる仕組みである点について共通点がありますが、相違点も多くあります。

公益信託と公益法人の相違点の主なものは、次のとおりです。

ア 公益信託においては信託管理人が必置となるが、公益法人で必置となっている事務所や機関の設置などは求められていない。

イ 公益信託においては、公益法人と異なり法人税法上の収益事業に係る事務はできず公益事務（後述）のみを取り扱うことになるが、他方で、公益信託事務（後述）の内容を信託行為に基づき設定することが可能となっている。

ウ 担い手が破産、死亡等しても、公益信託であれば受託者を変更して公益信託が継続される。

上記のこと等が、内閣府の作成した資料から確認できます³。公益信託を理解するために、公益法人の設立、公益法人等への用途指定

1 新しい公益法人制度の内容については、「公益法人information」に動画等も掲載されています。

2 公益法人および公益信託の数については、令和6年12月20日の（社）信託協会主催の「公益信託法改正に関する公開シンポジウム」の基調講演資料を参照のこと。令和6年12月5日時点で公益社団法人が4,152、公益財団法人が5,583の合計9,735法人あるのに対し、公益信託については384件（令和6年3月末時点）となっており、そのほとんどは信託銀行が受託者となっています。

3 公益法人と公益信託の違いについては、令和6年12月18日の会計研究会の資料6のコンテンツを参考に筆者が独自の目線で編集しています。このほか古谷真良ほか「公益信託に関する法律の改正の概要」（信託フォーラムVol.22 13頁）を参照のこと。

した冠基金の設定との比較の表（図表１－３）を作成しましたので、参考にしてください（図表１－１の会計研究会資料６の５頁をもとに修正等を加えているものになりますので、その点にご留意ください）。

図表１－３ 公益信託の設定・公益法人の設立・法人の寄附冠基金設定

	公益信託の設定	公益法人の設立	法人の 寄附冠基金設定
拠出者の 意向	●委託者の社会への寄与の想い・事務方法等を受託者と相談して信託行為に反映可能 ●委託者、利害関係者等としてかわることも可能	●定款、認定される公益目的事業に沿った事業内容等が可能 ●設立者自身も役員等になり、運営に関与できる	寄附した後の具体的な使われ方は把握困難なこともあるが、法人次第
手 続	●受託者が活動を所轄の行政庁に認可申請する ●申請書類の作成のため、委託者は受託者等と綿密、具体的な打合せ・協議が大切	●一般法人として設立後に、所轄の行政庁に定款変更とともに認定申請する ●申請する書類等、事業の具体的開始の準備が重要	使途等の指定・制約、事業の内容を寄附先と協議し、寄附趣意書等を交付する
規 模	認可基準の経理的基礎として相当の期間・範囲にわたり活動できると認められた規模であること	同左	まとまった規模の額（法人の判断）。ただし、少額寄附の場合もある
財 産	相応の公益事務の活動に必要な種類の財産の内容と金額	相応の公益目的事業が可能な種類の財産の内容と金額	使途等の指定に相応しい規模の金銭または必要な財産の内容

星田 寛（ほしだ ひろし）

平成 21 年 1 月より財団法人（現公益財団法人）公益法人協会嘱託専門委員。

信託法学会、租税法学会及び成年後見法学会の会員、（一社）民事信託推進センター会員・民事信託士。

寄稿に、「明日の公益信託に向けて―その実務と制度の再検討のために―」信託 191 号（平成 9 年）、「自分と家族のための家族信託の検討」信託 229 号（平成 19 年）、「福祉型信託、目的信託の代替方法との比較検討」信託 232 号（平成 19 年）、「遺言代用信託」道垣内弘人ほか編『新しい信託法の理論と実務』経済法令研究会（平成 19 年）、「財産承継のための信託（受益者連続信託）の検討」能見善久編『信託の実務と理論』（有斐閣、平成 21 年）、（一社）民事信託推進センター編『賃貸アパート・マンションの民事信託実務』（日本法令、令和元年／執筆協力）、公益財団法人トラスト未来フォーラム研究叢書「No.98 公益信託法改正案を踏まえた今後の公益信託等の普及に対する展望に関する研究」（令和 6 年）ほかがある。

菊永 将浩（きくなが まさひろ）

弁護士法人菊永総合法律事務所 代表弁護士。

広島弁護士会高齢者・障害者等の権利に関する委員会 委員、日弁連信託センター 幹事（令和 7 年 5 月まで）、（一社）民事信託推進センター会員、民事信託士。

関西の大学に進学後、国家公務員として東京、広島で勤務。その後大学院を経て、広島県庁などの行政機関や金融機関など様々な職を経験。ちなみに、弁護士資格は広島県庁時代に取得している。

弁護士として主に取り扱っている内容は、「予防法務」。その一環と

して、新たな財産承継の手法として注目されている「民事信託（家族信託）」の普及のための取組みを行っている。

著書に、『家族信託契約書作成の実務』（令和2年）、『家族信託契約の変更・終了の実務』（令和4年）、いずれも日本法令・共著等がある。

金森 健一（かなもり けんいち）

弁護士（東京弁護士会）。

金森民事信託法律事務所所長、駿河台大学法学部特任准教授。

高齢者向け管理型信託会社にて、信託会社設立業務専従者、法務コンプライアンス部長、副社長執行役員を歴任後、民事信託に特化した法律事務所を開業。一社）民事信託推進センター一般会員。信託法学会及び金融法学会会員。

主な著書・論文に、田中和明・西片和代編著『信託法務大全 第3編 民事信託』（清文社、令和7年）、金森健一『民事信託の別段の定め 実務の理論と条項例』（日本加除出版、令和4年）、税理士法人タクトコンサルティングほか編『新相続法と信託で解決する相続法務・税務Q & A』（日本法令、令和2年）、東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会編『弁護士専門研修講座 民事信託の基礎と実務』（ぎょうせい、令和元年）、「（連載）ここからはじめる！民事信託実務入門」信託フォーラム16号～（続刊）、「『民事信託』実務の諸問題(1)～(14)」駿河台法学（令和元年～（続刊））がある。

高杉 尚志（たかすぎ ひさし）

高杉尚志税理士事務所 所長税理士。

昭和61年名古屋国税局採用。国税庁課税部審理室課長補佐（資産税担当）、東京地方裁判所・裁判所調査官、国税不服審判所本部・国税審判官、玉川税務署長、東京国税不服審判所管理課長、名古屋国税不服審判所次席国税審判官、金沢国税不服審判所所長、熊本国税

不服審判所長を経て退官。令和5年7月税理士登録。

著書等に、『所得税 確定申告の手引 平成19年3月申告用』、『所得税 確定申告の手引 平成20年3月申告用』、『所得税 確定申告の手引 平成21年3月申告用』、『所得税 確定申告の手引 平成22年3月申告用』、『所得税 確定申告の手引 平成23年3月申告用』、『平成15年版 土地建物等の譲渡をめぐる税務』（以上、大蔵財務協会／共著）、「信託受益権が分割される土地信託に関する所得税、法人税、消費税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」（税務通信、平成10年）がある。

資産税関係セミナー講師多数。

小林 敬（こばやし けい）

税理士法人出塚会計事務所勤務。

平成19年4月出塚会計事務所入所。公益法人・一般法人の会計、税務及び制度対応業務に従事。平成17年公認会計士、税理士登録。著書に、『公益法人・一般法人の会計実務〔第2版〕』（公益財団法人公益法人協会・共著、令和4年）がある。